平成２６年（フ）第１４７号
埼玉県熊谷市小曽根593番地１
債務者　新井　宏行
１　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５０号
埼玉県熊谷市榎町281番地　榎ハイツＫ204号室
債務者　高橋　清子
１　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４９号
高知県香南市野市町東佐古712番地111
債務者　山中喜美子
１　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６１号
高知市天神町２番２号　清遠マンション305号
債務者　町田　由香
１　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０６２号
大阪府寝屋川市本町１番14号
債務者　串崎ことみ
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７７号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―850号
債務者　田中　堅悟
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２０号
大阪府茨木市下穂積２丁目８番13号　ヴェルドゥール茨木204号
債務者　佐京　正則
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８０号
大阪府高槻市唐崎中３丁目９―２　入江智美方、住民票上の住所兵庫県尼崎市南初島町10番地の14リバーハイツ101
債務者　須山　美穂
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４９号
大阪市東淀川区西淡路２丁目４番14―205号、住民票上の住所滋賀県栗東市東坂385番地１
債務者　吉見　由紀
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４９号
横浜市保土ヶ谷区狩場町165番地11　グリーンヒルズ横浜Ｇ棟502号
債務者　杉江久美子
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６６号
横浜市保土ケ谷区仏向町343番地　玉利ハイツ201、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目22番14―507号　グラン・コート湘南茅ヶ崎
債務者　新垣　洋子
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８号
北海道帯広市西17条北２丁目21番３号　コーポ丸中１階101号室
債務者　遠藤　雅嗣
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第４８３号
岐阜県瑞穂市野白新田268番地１　コーポフォレストＡ―101号
破産者　亀井　　縁
主文　当裁判所が平成26年３月17日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「岐阜県瑞穂市野田新田268番地１　コーポフォレストＡ―101号」とあるのを「岐阜県瑞穂市野白新田268番地１　コーポフォレストＡ―101号」と更正する。
平成26年６月17日　　岐阜地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２４３号
千葉県船橋市西船４丁目４番６号　第１ハイライズ西船202号
破産者　東嶋冨美子
１　決定年月日　平成26年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８７号
札幌市西区発寒15条14丁目４番60号
破産者　株式会社みさと産業
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１８号
名古屋市東区芳野１丁目２番３号
破産者　名豊建設株式会社
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部